

平成27年第1回
三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

(会議録第1号)

平成27年2月25日

三重県後期高齢者医療広域連合議会

平成27年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

招集年月日	1
招集場所	1
開会及び閉会の日時	1
出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名	2
説明のため議場に出席した者の職氏名	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
議事の経過	
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
諸般の報告	6
会期の決定	6
副議長の選挙について	6
三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部の改正について	9
三重県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部の改正について	10
三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部の改正について	12
平成26年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)	13
平成26年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	16
平成27年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	21
平成27年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	23
監査委員の選任同意について	29
選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について	30
議長の辞職について	32
議長の選挙について	33
監査委員の選任同意について	35

平成27年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録（第1号）

1 招集年月日

平成27年2月25日 水曜日

1 招集場所

津市栄町二丁目361番地 三重地方自治労働文化センター 4階大会議室

1 開会及び閉会の日時

開会 平成27年2月25日 午後2時02分

閉会 平成27年2月25日 午後3時09分

1 出席議員（23人）

1番	葛西豊一	2番	田矢修介
4番	中森慎二	7番	小牧豊文
8番	水谷晴夫	9番	田中謙一
10番	渡邊清司	12番	原田勝二
14番	岩田昭人	15番	広森繁
17番	山本洋信	18番	吉野睦
20番	辻上浩司	21番	田山宏弥
22番	加藤隆	25番	田代兼二郎
29番	中西康雄	31番	中村順一
32番	瀬古伸一	33番	小山巧
34番	尾上壽一	35番	大畑寛
36番	西村喜久男		

1 欠席議員（11人）

3番 塚田博 5番 藤本亨

6番	小山敏	11番	大森秀俊
13番	吉住美智子	16番	野村保夫
19番	大口秀和	23番	水谷俊郎
26番	川村康治	27番	久保行男
30番	辻村修一		

1 職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名

書記長	佐脇重喜	書記	谷浩二
書記	清川萌美		

1 説明のため議場に出席した者の職氏名

広域連合長	前葉泰幸	副広域連合長	木田久主一
副広域連合長	尾上武義	副広域連合長	西田健
監査委員	前田美和	事務局長	田邊宏行
会計管理者	倉田博美	事業課長	山口貴史
事業課主幹	松宮勝彦	事業課主幹	松田徹
総務企画課副主幹	大石幸広		

1 議事日程 (第1号)

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸般の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 副議長の選挙について
- 第6 議案第1号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度
臨時特例基金条例の一部の改正について
- 第7 議案第2号 三重県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部
の改正について
- 第8 議案第3号 三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の
一部改正について

- 第9 議案第4号 平成26年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 第10 議案第5号 平成26年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第11 議案第6号 平成27年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第12 議案第7号 平成27年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第13 議案第8号 監査委員の選任同意について
- 第14 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
-

1 会議に付した事件

- 日程第1～第14 議事日程のとおり
- 日程追加 議長の辞職について
- 日程追加 議長の選挙について
- 日程追加 議案第9号 監査委員の選任同意について
-

1 議事の経過

○議会書記長(佐脇重喜君)

議会書記長の佐脇と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

本日は、公私何かとご多忙の中、ご参集賜りまして誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、昨年11月に開催いたしました平成26年第2回定例会以降、新しく当広域連合議会議員に就任されました皆様をご紹介させていただきます。

まず、桑名市の渡邊清司議員でございます。

○議員(渡邊清司君)

桑名市議長の渡邊でございます。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○議会書記長（佐脇重喜君）

続きまして、御浜町の大畑覚議員でございます。

○議員（大畑覚司君）

御浜町の大畑覚でございます。どうかよろしく願ひいたします。（拍手）

○議会書記長（佐脇重喜君）

続きまして、紀宝町の西村喜久男議員でございます。

○議員（西村喜久男君）

紀宝町議会の西村です。どうぞよろしく願ひいたします。（拍手）

○議会書記長（佐脇重喜君）

本日欠席というご連絡を頂いておりますが、伊勢市の小山敏議員をご紹介させていただきます。

以上でご紹介を終わらせていただきます。

それでは、平成27年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議事について、田矢議長よろしく願ひいたします。

午後2時02分 開会

○議長（田矢修介君）

みなさん、こんにちは。

議長の田矢でございます。

どうぞ、よろしく願ひいたします。

ただいまの出席議員数は、23名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成27年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、議案説明のため、広域連合長以下関係者の出席を求めていますことをご報告いたします。

開議に先立ち、広域連合長から招集のご挨拶がございます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（田矢修介君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

平成27年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、議員の皆様方におかれましては、御多用の折、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

また、平素から、当広域連合の運営に格別の御理解と御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、今議会では、条例の一部改正が3件、平成26年度の一般会計及び後期高齢者医療特別会計の補正予算、平成27年度の一般会計及び後期高齢者医療特別会計の当初予算、監査委員の選任同意についての議案を提出いたします。

それぞれの案件につきまして、御審議をいただき、ご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

午後2時04分 開議

○議長（田矢修介君）

ありがとうございました。

それでは、本日の会議を開きます。

議事日程第1号より議事を進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定いたします。

新たに選出された議員の議席は、ただいまご着席の席を指定いたします。

○議長（田矢修介君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第107条の規定により、議席番号31番、中村順一議員、議席番号32番、瀬古伸一議員を指名いたします。

○議長（田矢修介君）

日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から報告のありました、現金出納検査の結果及び、平成26年度三重県後期高齢者医療広域連合定例監査等結果報告書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

○議長（田矢修介君）

日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日にいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（田矢修介君）

日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の副議長に、議席番号29番、中西康雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました中西康雄議員を副議長の当選人として定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしました中西康雄議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました中西議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

副議長、就任につきましてご挨拶をお願いします。

○副議長（中西康雄君）

ただいま、副議長にご指名いただきました大台町議会の中西でございます。なにぶん不慣れな者でございます。なにとぞ御指導いただきますことをお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

（拍手）

○議長（田矢修介君）

ありがとうございました。

続きまして、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（田矢修介君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

平成27年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、運営に臨む私の方針を申し述べ、皆様の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

さて、皆様ご存じのとおり、後期高齢者医療制度は国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的として発足し、平成20年の法施行から早7年が過ぎようとしております。

当制度につきましては、今後も増え続ける高齢者に対し、対応可能な医療制度となるよう、国において見直しが行われております。

とりわけ、平成25年12月に施行されました「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」いわゆるプログラム法により、高齢者医療制度につきましても、改革論議が進められ、平成27年の通常国会には医療保険制度改革のための法案の提出が予定されております。

このような中、厚生労働省に対しては、全国後期高齢者医療広域連合協議会といたしまして、昨年11月に後期高齢者医療制度に関して、国による責任ある、積極的な措置を講じられるよう要望を行いました。特に見直しに向けて議論が進められている後期高齢者医療制度の保険料の特例軽減措置につきましては、「過度の負担や急激な変化とならないよう十分に配慮し、実施にあたっては、国による丁寧な説明と周知を行い、国民の混乱を招かないように進めること」を、要望したところでございます。

今後も、当広域連合といたしましては、引き続き国の動向に注視しながら、被保険者の皆様方が安心して医療を受けられるよう、後期高齢者医療制度の円滑かつ適正な運営に努めてまいります。

次に、保健事業につきましては、後期高齢者健康診査の実施に加え、平成26年度に試行的に実施いたしました、歯科健康診査を引き続き実施してまいります。

また、被保険者の健康保持への意識の啓発に向けては、市町と連携して、無医地区における地域特性に応じた健康相談事業の実施を継続いたしますとともに、市町で実施していただく人間ドック等につきましては、長寿健康増進事業

補助として支援をさせていただきます。

さらに、国から今年度策定、平成27年度からの実行を求められております保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画につきましては、市町との連携のもとに、計画を策定し、平成27年度以降、取り組むべき健康課題を明確にし、可能なものから順次、事業を実施するなど取り組みを進めてまいります。

次に、保険料につきましては、平成28・29年度の保険料改定に向け、その算定作業を行う年となりますことから、極端な保険料の上昇を招くことのないよう、市町とも連携して、三重県と協議を進めてまいります。

最後になりましたが、当広域連合といたしましては、今後も引き続き被保険者の皆様の御理解と御協力が得られるように、各市町をはじめ関係機関の皆様と連携いたしまして、事業運営に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

○議長（田矢修介君）

ありがとうございました。

それでは、議事日程により会議を続けます。

日程第6、議案第1号、「三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部の改正について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（田矢修介君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

ただいま上程されました議案第1号についてご説明を申し上げます。「三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部の改正について」は、当条例が平成27年3月31日を期限に失効いたしますことから、平成27年度も継続となります低所得者等の保険料軽減措置に対応し、その財源である高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を適正に管理するため、条例の一部を改正し、この基金の失効期日を1年間延長して、公布の日から施行し

ようとするものであります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（田矢修介君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（田矢修介君）

日程第7、議案第2号、「三重県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部の改正について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（田矢修介君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第2号についてご説明を申し上げます。「三重県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部の改正について」は、「行政手続法の一部を改正する法律」が平成26年6月13日に公布され、平成27年4月1日から施行されることから、同法の改正の趣旨に則り、行政指導をする際に、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る根拠条項等の明示や、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる「行政指導の中止等の求め」の手続、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求めることができる「処分等の求め」の手続を新設することにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、条例の一部を改正し、平成27年4月1日から施行しようとするものであります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（田矢修介君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

討論なしと認めます。

これもちまして、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（田矢修介君）

日程第8、議案第3号、「三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部の改正について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（田矢修介君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第3号についてご説明申し上げます。「三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部の改正について」は、平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定によって、いわゆる「マイナンバー制度」が導入され、今後、国民に個人番号が付番され、社会保障、税、災害対策等の分野において活用することで、国民の利便性の向上と行政運営の効率化が図られることとなります。

この個人番号を含む個人情報のことを特定個人情報と言い、通常の個人情報よりも厳格に保護する措置がとられるため、条例の一部を改正し、特定個人情報の目的外利用の制限、提供の制限、開示・訂正・利用停止の請求手続き等について、新たに規定しようとするものであります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（田矢修介君）

以上で説明が終わりました。
本案についての質疑を行います。
質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより、討論を行います。
討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより、採決を行います。
議案第3号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（田矢修介君）

日程第9、議案第4号、「平成26年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（田矢修介君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第4号についてご説明申し上げます。「平成26年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53万4千円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,944万円とするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

○事務局長（田邊宏行君）

議長。

○議長（田矢修介君）

事務局長。

○事務局長（田邊宏行君）

議案第4号「平成26年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

資料番号⑦の7ページ、8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

第2款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第4目 調整交付金は、14万円の減額で、補助対象となる運営協議会の開催実績に伴う減額でございます。

第3款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金は、2千円の増額で、財政調整基金の運用利子の増額でございます。

第4款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金は、66万1千円の増額で、広域連合派遣職員人件費負担金の増額に充当するため、基金から繰入れるものでございます。

つぎに、9ページ、10ページをお願いいたします。

第6款 諸収入、第1項 預金利子、第1目 預金利子は、1万4千円の増額で、預金利子の増額でございます。

第6款 諸収入、第2項 雑入、第1目 雑入は、3千円の減額で、雇用保険の実費弁償分の減額でございます。

続きまして、歳出でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費は、35万4千円の減額で、議員の報酬及び費用弁償の減、会場使用料の減による減額でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、92万3千円の増額で、主なものとしたしましては、職員の通勤手当の減額及び時間外勤務手当の増額、臨時職員賃金の減額、普通旅費の減額、消耗品費の減額、13ページ、14ページをお願いいたします。広域連合に派遣された職員の人件費負担金の増額でございます。

第2款 総務費、第3項 監査委員費、第1目 監査委員費は、3万5千円の減額で、これは、委員の報酬及び費用弁償の実績、見込みによる減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（田矢修介君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（田矢修介君）

日程第10、議案第5号、「平成26年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（田矢修介君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第5号についてご説明申し上げます。「平成26年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万5千円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,937億822万9千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

○事務局長（田邊宏行君）

議長。

○議長（田矢修介君）

事務局長。

○事務局長（田邊宏行君）

議案第5号「平成26年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明を申し上げます。

資料番号⑧の 7 ページ、8 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第 1 款 市町支出金、第 1 項 市町支出金、第 1 目 事務費等負担金は、6, 293 万 3 千円の減額で、これは、積立金を除く一般管理費の減及び前年度の負担金の精算充当による負担金の減額でございます。

第 2 目 保険料等負担金は、1 億 6, 100 万 8 千円の減額で、保険料軽減額の減による保険基盤安定制度負担金の減額でございます。

第 3 目 療養給付費負担金は、1, 915 万 1 千円の増額で、平成 25 年度の療養給付費負担金の確定及び平成 22 年度から 24 年度までの療養給付費負担金の再確定に伴う精算不足分で、市町の追加負担分でございます。

第 2 款 国庫支出金、第 1 項 国庫負担金、第 1 目 療養給付費負担金は、17 億 5, 884 万円の減額で、これは主に、対象となる療養給付費等の減による負担金の減額でございます。

第 2 目 高額医療費負担金は、5, 327 万 1 千円の減額で、これは主に、80 万円を超える負担金対象となる医療費が見込みを下回ったことによる負担金の減額でございます。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

第 2 款 国庫支出金、第 2 項 国庫補助金、第 1 目 調整交付金は、1 億 142 万 2 千円の減額で、対象となる療養給付費等の減及び肺炎球菌ワクチン接種の定期接種化に伴い、当該接種助成に対する補助対象期間が 9 月末までとなったことによる交付金の減額でございます。

第 4 目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、330 万 9 千円の増額で、歯科健康診査事業に対する補助の増額と、対象となる医療費適正化等推進事業の実績減による減額との差でございます。

第 5 目 特別高額医療費共同事業補助金は、1, 312 万 2 千円の増額で、これは、著しく高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、発生した高額医療費を共同で負担する特別高額医療費共同事業に対する補助金で、財政措置の継続による増額でございます。

第 6 目 後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、90 万円の増額で、東日本大震災に係る一部負担金免除、保険料減免措置に対する補助金で、財政措置が継続されたことに伴う増額でございます。

第 3 款 県支出金、第 1 項 県負担金、第 1 目 療養給付費負担金は、5 億 8, 628 万 1 千円の減額で、これは主に、対象となる療養給付費等の減による負担金の減額でございます。

第 2 目 高額医療費負担金は、5, 327 万 1 千円の減額で、これは主に、80 万円を超える負担金対象となる医療費が見込みを下回ったことによる負担金

の減額でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 後期高齢者交付金は、28億2,044万4千円の減額で、これは主に、対象となる療養給付費等の減による社会保険診療報酬支払基金からの交付金の減額でございます。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金、第1項 特別高額医療費共同事業交付金、第1目 特別高額医療費共同事業交付金は、8万9千円の減額で、対象となる1件あたり400万円を超える医療費が見込みを下回ったことによる交付金の減額でございます。

第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金は、164万2千円の増額で、後期高齢者医療制度臨時特例基金及び後期高齢者医療事業運営基金の運用利子でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第7款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金は、2,118万7千円の減額で、これは主に、基金取崩し対象となる保険料軽減額の減による繰入金の減額でございます。

第2目 後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、1億1,607万5千円の減額で、これは、前年度繰越金により、基金からの繰入れが不要になったことによる減額でございます。

第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は、56億979万9千円の増額で、これは、前年度繰越金でございます。

第10款 諸収入、第1項 延滞金、加算金及び過料、第3目 加算金は、10万5千円の増額で、診療報酬返還金に伴う加算金の発生によるものでございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第10款 諸収入、第2項 預金利子、第1目 預金利子は、328万9千円の増額で、預金利子の増額でございます。

第10款 諸収入、第3項 雑入、第2目 第三者納付金は、6,935万2千円の増額で、第三者行為損害賠償金の増額によるものでございます。

第3目 返納金は、1,437万7千円の増額で、医療費の自己負担割合相違に伴う差額等の返納金の増額によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、2億6,242万円の増額で、これは主に、後期高齢者医療事業運営基金への積み立てによる増額でございます。

第2款 医療給付費、第1項 療養諸費、第1目 療養給付費等は、38億6,589万7千円の減額で、これは、診療報酬、調剤報酬、高額療養費等の当初見込みからの減額でございます。

第2目 療養費は、6,405万9千円の減額で、これは、補装具、鍼灸、あんま、マッサージ、柔道整復等の療養費の当初見込みからの減額でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第4目 審査支払手数料は、4,441万9千円の減額で、これは、レセプトの審査件数の実績と見込みによる減額でございます。

第2款 医療給付費、第2項 高額療養諸費、第1目 高額療養諸費は、1,395万4千円の増額で、自己負担額が高額になった場合に支給するもので、当初の見込みからの増額でございます。

第2目 高額介護合算療養費は、その他特定財源の後期高齢者医療事業運営基金繰入金から保険料負担金への財源更正でございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第2款 医療給付費、第3項 その他医療給付費、第1目 葬祭諸費は、3,835万円の減額で、当初見込みからの減額でございます。

第3款 県財政安定化基金拠出金、第1項 県財政安定化基金拠出金、第1目 県財政安定化基金拠出金は、47万7千円の減額で、平成26年度拠出額が確定したことによる減額でございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

第4款 特別高額医療費共同事業拠出金、第1項 特別高額医療費共同事業拠出金、第1目 特別高額医療費共同事業拠出金は、512万9千円の減額で、対象となる1件あたり400万円を超える医療費が見込みを下回ったことによる減額でございます。

第2目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、補助科目の変更に伴う財源更正でございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

第5款 保健事業費、第1項 健康保持増進事業費、第1目 健康診査費は、健康診査事業負担金及び特別調整交付金から保険料負担金、健康診査事業に対する国庫補助金及び前年度繰越金への財源更正でございます。

第2目 その他健康保持増進費は、3,241万3千円の減額で、これは主に、肺炎球菌ワクチン接種助成に対する市町への補助が平成26年10月以降法定の定期接種化されたことによる減額でございます。

第7款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 還付加算金は、100万円の増額で、保険料の減額賦課更正遡及処理に伴う還付加算金の増額でございます。

第2目 保険料還付金は、580万円の増額で、保険料の減額賦課更正遡及処理に伴う還付金の増額でございます。

第3目 償還金は、37億6,779万5千円の増額で、これは、国庫支出金等精算返還金の増額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（田矢修介君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（田矢修介君）

日程第11、議案第6号、「平成27年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（田矢修介君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第6号についてご説明申し上げます。「平成27年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億7,277万6千円とするもので、前年度と比べ、608万7千円の増額であります。

詳細につきましては、事務局長から説明申し上げます。

○事務局長（田邊宏行君）

議長。

○議長（田矢修介君）

事務局長。

○事務局長（田邊宏行君）

議案第6号「平成27年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について御説明を申し上げます。

資料番号⑨の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町負担金は、1億7,237万6千円の計上で、広域連合議会、広域連合事務局の運営に要する費用に対する構成市町負担金でございます。

第2款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金は、34万9千円の計上で、被保険者、医療関係者等の「意見を聞く場」として設置しております「運営協議会」に要する費用に対する補助金でございます。

第3款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金は、1千円

の計上で、これは、財政調整基金の利子でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第4款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金は、1千円の計上で、これは、財政調整基金からの繰入金でございます。

第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は、1千円の計上で、これは、前年度繰越金でございます。

第6款 諸収入、第1項 預金利子、第1目 預金利子は、1千円の計上で、これは、預金利子でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第6款 諸収入、第2項 雑入、第1目 雑入は、4万7千円の計上で、これは、雇用保険の実費弁償分でございます。

続きまして、歳出でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費は、77万3千円の計上で、これは、議員の報酬及び費用弁償、議会の会場使用料でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、1億7,106万2千円の計上で、主なものといたしましては、一般職給1名分の給料、時間外勤務手当などの職員手当等、共済組合負担金などの共済費、臨時職員2名分の賃金、15ページ、16ページをお願いいたします。出張等に要する旅費、消耗品費などの需用費、電算機保守点検委託料などの委託料、事務所借上料などの使用料及び賃借料、広域連合派遣職員の人件費等に係る負担金、などがございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第2款 総務費、第2項 選挙費、第1目 選挙管理委員会費は、19万5千円の計上で、選挙管理委員の報酬及び費用弁償、委員会の会場使用料でございます。

第2款 総務費、第3項 監査委員費、第1目 監査委員費は、24万5千円の計上で、監査委員の報酬及び費用弁償、出納検査の会場使用料でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第3款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 償還金は、1千円の計上で、これは、国庫支出金等精算返還金でございます。

第4款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費は、50万円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（田矢修介君）

以上で説明が終わりました。
本案についての質疑を行います。
質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。
討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより、採決を行います。
議案第6号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

ご異議なしと認めます。
よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（田矢修介君）

日程第12、議案第7号、「平成27年度三重県後期高齢者医療広域連合後期
高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（田矢修介君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第7号についてご説明申し上げます。「平成27年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,000億3,403万1千円とするものであります。前年度と比べ、63億4,071万7千円の増額で、例年同様、医療給付費の伸びが主な要因であります。

また、一時借入金の借入れの最高額は、70億円といたしまして、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、同一款内で各項相互に流用するものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明申し上げます。

○事務局長（田邊宏行君）

議長。

○議長（田矢修介君）

事務局長。

○事務局長（田邊宏行君）

議案第7号「平成27年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明を申し上げます。

資料番号⑩の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款 市町支出金、第1項 市町支出金、第1目 事務費等負担金は、8億3,911万6千円の計上で、これは、一般管理事務費負担金、健康診査事業負担金及び健康診査事業事務費負担金でございます。

第2目 保険料等負担金は、181億2,299万6千円の計上で、これは、保険料負担金及び保険基盤安定制度負担金でございます。

第3目 療養給付費負担金は、157億8,223万1千円の計上で、これは、高確法第98条で定められました定率の負担金でございます。

第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費負担金は、473億4,669万4千円の計上で、これは、高確法第93条第1項で定められた定率の負担金でございます。

第2目 高額医療費負担金は、7億1,452万2千円の計上で、これは、高確法第93条第2項で定められた負担金でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第2款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金は、169億5,103万6千円の計上で、これは、広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡を是正するため交付される普通調整交付金、長寿・健康増進事業等に対して交付される特別調整交付金でございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、1億5,398万8千円の計上で、健康診査事業、歯科健康診査事業、医療費適正化等推進事業、特別高額医療費共同事業に対する補助金でございます。

第3目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、12億5,894万1千円の計上で、低所得者等の保険料軽減措置に係る交付金でございます。

第4目 後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、1千円の計上で、これは、東日本大震災に係る一部負担金免除、保険料減免措置に対する補助金でございます。

第5目 社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、1千円の計上で、これは、社会保障・税番号制度システム整備に係る補助金でございます。

第3款 県支出金、第1項 県負担金、第1目 療養給付費負担金は、157億8,223万1千円の計上で、これは、高確法第96条第1項で定められた定率の負担金でございます。

第2目 高額医療費負担金は、7億1,452万2千円の計上で、これは、高確法第96条第2項で定められた負担金でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第3款 県支出金、第2項 財政安定化基金支出金、第1目 財政安定化基金交付金は、12億円の計上で、これは、広域連合の財政不足を補うために、県に設置されている基金からの交付金でございます。

第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 後期高齢者交付金は、806億9,362万5千円の計上で、これは、現役世代からの負担金として、社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金でございます。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金、第1項 特別高額医療費共同事業交付金、第1目 特別高額医療費共同事業交付金は、3,013万5千円の計上で、これは、1件当たり400万円を超えるレセプトの200万円を越える部分から公費支援分を除いた部分に対する国民健康保険中央会からの交付金でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金は、2千円

の計上でございます。これは、基金の運用利子でございます。

第7款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金は、1億5,650万5千円の計上で、これは、保険料の追加軽減措置及び激変緩和措置等のための基金からの繰入金でございます。

第2目、後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、8,247万7千円の計上でございます。これは、特定期間の財政の均衡を図るために設置された基金からの繰入金でございます。

第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は、1千円の計上で、これは、前年度繰越金でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第9款 県財政安定化基金借入金、第1項 県財政安定化基金借入金、第1目 県財政安定化基金借入金は、1千円の計上で、県財政安定化基金からの借入金でございます。

第10款 諸収入、第1項 延滞金、加算金及び過料、第1目 延滞金、第2目、過料、第3目、加算金は、それぞれ1千円の計上でございます。

第10款 諸収入、第2項 預金利子、第1目 預金利子は、1千円の計上でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第10款 諸収入、第3項 雑入、第1目 違約金及び延納利息は、1千円の計上でございます。

第2目 第三者納付金は、2億円の計上で、これは、第三者行為の損害賠償金でございます。

第3目 返納金は、500万円の計上で、これは、自己負担割合相違に伴う差額分等の返納金でございます。

第4目、雑入は、1千円の計上でございます。

続きまして、歳出でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、7億3,484万6千円の計上で、主なものといたしましては、通信運搬費などの役務費、国保連合会事務委託料などの委託料、事務処理機器借上料に係る使用料及び賃借料、国保連合会への事務費負担金などの負担金、補助及び交付金などがございます。

第2款 医療給付費、第1項 療養諸費、第1目 療養給付費等は、1,935億2,540万8千円の計上で、これは、診療報酬、調剤報酬、高額療養費などに係る保険者負担金でございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第2目 療養費は、15億3,124万3千円の計上で、これは、一般診療費、補装具、柔道整復師の施術などの保険者負担金でございます。

第3目 移送費は、10万円の計上で、これは、被保険者の移送に係る費用でございます。

第4目 審査支払手数料は、4億6,728万円の計上で、これは、診療報酬の審査及び支払いの手数料でございます。

第2款 医療給付費、第2項 高額療養諸費、第1目 高額療養諸費は、14億5,578万6千円の計上で、これは、1か月の医療費の自己負担額が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

第2目 高額介護合算療養費は、1億5,550万円の計上で、これは、後期高齢者医療及び介護保険の両方から給付を受け、年間の自己負担額の合算が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

第2款 医療給付費、第3項 その他医療給付費、第1目 葬祭諸費は、7億8,000万円の計上で、これは、被保険者が死亡した場合に、葬祭執行者に支給されるものでございます。

第3款 県財政安定化基金拠出金、第1項 県財政安定化基金拠出金、第1目 県財政安定化基金拠出金は、7,913万4千円の計上で、これは、広域連合の財政不足を補うために、県に設置されている基金への拠出金でございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

第4款 特別高額医療費共同事業拠出金、第1項 特別高額医療費共同事業拠出金、第1目 特別高額医療費共同事業拠出金は、3,751万9千円の計上で、これは、レセプト1件あたり400万円を超える医療費のうち、200万円を超える部分の財政調整に係る共同事業拠出金でございます。

第2目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、15万円の計上で、これは、特別高額医療費共同事業の事務費拠出金でございます。

第5款 保健事業費、第1項 健康保持増進事業費、第1目 健康診査費は、10億3,040万6千円の計上で、これは、医科及び歯科の健康診査受診に係る委託料でございます。

第2目 その他健康保持増進費は、729万4千円の計上で、主なものとしたしましては、長寿健康増進事業である人間ドックや脳ドックなどに対する市町への補助でございます。

27ページ、28ページをお願いいたします。

第6款 公債費、第1項 公債費、第1目 一時借入金利子は、291万7千円

の計上で、これは、一時借入金の前借入れを行った場合の利子でございます。

第7款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 還付加算金は、65万円、第2目 保険料還付金は、2,490万円の計上でございます。

第3目 償還金は、89万8千円の計上で、これは、国庫支出金等精算返還金でございます。

29ページ、30ページをお願いいたします。

第8款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費は、2億円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（田矢修介君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（田矢修介君）

日程第13、議案第8号、「監査委員の選任同意について」を議題といたします。

前田美和監査委員の一身上に関する事件のため、地方自治法第117条の規定により、前田監査委員は、本件の審議終了まで退場されますようお願いいたします。

〔前田監査委員 退場〕

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○議長（田矢修介君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第8号についてご説明申し上げます。「監査委員の選任同意について」は、代表監査委員の前田美和委員の任期が平成27年3月27日に満了することになっております。

つきましては、識見を有する者のうちから選任する監査委員に、引き続き前田美和委員を選任いたしたく、本議会の同意をお願いするものであります。

なお、前田美和委員は、旧久居市職員として長年勤務し、同市の教育長、収入役等を歴任、津市との合併により退任されました。当広域連合におきましては、平成19年3月から代表監査委員として、ご尽力いただいているところでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（田矢修介君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第8号について、同意することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、同意することに決定いたしました。

退席中の前田監査委員の入場を許可いたします。

〔前田監査委員 入場〕

○議長（田矢修介君）

日程第14、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

三重県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に、津市の坂口賢次氏、鳥羽市の出口真人氏、大台町の栗谷征幸氏、紀宝町の木下起査央氏を、同補充員に、津市の田端三佐子氏、鳥羽市の勢力吉男氏、大台町の中井靖之氏、紀宝町の小淵大作氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人として定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田矢修介君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方が、選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

なお、補充員の補充の順序につきましては、先程の指名の順序のとおりいたしますので、御了承願います。

また、当選人に対しましては、文書を持って当選告知を行うことといたします。

○議長（田矢修介君）

ここで、議事整理のため、暫時休憩をいたします。

自席で、しばらくお待ちください。

午後 3 時 0 0 分 休憩

午後 3 時 0 1 分 開議

○副議長（中西康雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に田矢修介議員から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中西康雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

議長の辞職願を議会書記長に朗読させます。

○議会書記長（佐脇重喜君）

平成 27 年 2 月 25 日、三重県後期高齢者医療広域連合議会、副議長 中西康雄様、三重県後期高齢者医療広域連合議会 議長 田矢修介、議長辞職願、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○副議長（中西康雄君）

なお、地方自治法第 117 条の規定による除斥のため、田矢議長は退席されておりますので、ご報告申し上げます。

お諮りいたします。

田矢修介議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中西康雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、田矢修介議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

退席中の田矢議員の入場を許可いたします。

前議長、田矢議員からご挨拶がございます。

○前議長（田矢修介君）

議員の皆様方におかれましては、私の任期におきまして、議事運営に格別のご理解、ご協力を賜りましたこと、この機会をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。議員の皆様、誠にありがとうございました。これからも一議員といたしまして、この事務の適正な執行に対しまして、微力ではございますが、ご協力をさせていただきますことを申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。皆様、誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（中西康雄君）

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中西康雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中西康雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中西康雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の議長に、水谷晴夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、水谷晴夫議員を議長の当選人として定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中西康雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました水谷晴夫議員が、議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました水谷議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

水谷議員、議長就任について、ご挨拶をお願いいたします。

○新議長（水谷晴夫君）

皆さん、こんにちは。先程、皆様のご推挙によりまして、三重県後期高齢者医療広域連合議会の議長を務めさせていただくことになりました、松阪市議会議長の水谷晴夫でございます。円満な議会運営に努めますので、なにとぞ、ご協力のほどをお願いしたいと思います。また、津市議会の田矢議長におかれましては、一年間、本当にご苦労さまでございました。ありがとうございました。

（拍手）

○副議長（中西康雄君）

ありがとうございました。

それでは、議長と交代します。

水谷議長、議長席に御着席をお願いいたします。

皆様のご協力、誠にありがとうございました。（拍手）

○新議長（水谷晴夫君）

これより、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

お諮りいたします。

ただいま、議案第9号、「監査委員の選任同意について」、広域連合長から日程追加の申し出がありましたので、これを日程に追加し、議題とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新議長（水谷晴夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号を日程に追加し、議題といたします。

議席番号4番、中森慎二議員の一身上に関する事件のため、地方自治法第117条の規定により、中森議員は、本件の審議終了まで退場されますようお願いいたします。

〔中森議員 退場〕

本案について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議長。

○新議長（水谷晴夫君）

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第9号についてご説明申し上げます。「監査委員の選任同意について」は、議会のうちから選任する監査委員として、中森慎二議員を選任いたしたく、本議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○新議長（水谷晴夫君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新議長（水谷晴夫君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新議長（水谷晴夫君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第9号について、同意することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新議長（水谷晴夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、同意することに決定いたしました。

退席中の中森議員の入場を許可いたします。

〔中森議員 入場〕

○新議長（水谷晴夫君）

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、すべて終了いたしました。

平成27年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午後3時09分 閉会